

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 酒類製造者等が遵守すべき基準を定めることができる酒類の表示に関する事項について、所要の規定の整理を行うこととする。(第8条の4関係)
- 2 この政令は、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)